

## 高額療養費の支払いの特例にとまろう

# 限度額適用認定証の交付の概要について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、平成19年4月1日から、70歳未満の組合員および被扶養者(以下「組合員等」という。)が同一の月にそれぞれ一つの保険医療機関等から入院療養等を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた組合員等の所得区分に応じ、現行の70歳以上の組合員等と同様に保険者から当該医療機関等に支払うものとされましたので、その概要についてお知らせいたします。

### 高額療養費の支払いの特例の概要

#### ○高額療養費の現物給付の対象となる療養の範囲

自らの所得区分についてあらかじめ共済組合の認定を受けた70歳未満の組合員等が、同一の月にそれぞれ一つの保険医療機関等から入院療養等を受けた場合においては、当該所得区分に応じ、現行の高齢受給者と同様に、窓口での一部負担金等の支払いを高額療養費の自己負担限度額までとし、その額を超える部分については、共済組合から当該保険医療機関等に支払うものとされました。(以下「高額療養費の現物給付」という。)

○**高額療養費の現物給付における自己負担限度額**  
「高額療養費の自己負担限度額」は、組合員等の所得区分に応じそれぞれ次のとおりです。

#### (1) 一般所得者

8万100円と、当該入院療養等に要した費用の額その額が26万7000円に満たないときは、26

万7000円)から26万7000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額との合算額。

ただし、高額療養費多数回該当の場合(以下「多数回該当の場合」という。)には、4万4400円となります。

#### (2) 上位所得者

15万円と、当該入院療養等に要した費用の額(その額が50万円に満たないときは、50万円)から50万円を控除した額に100分の1を乗じて得た額との合算額。

ただし、多数回該当の場合には、8万3400円となります。

#### (3) 低所得者

3万5400円。ただし、多数回該当の場合には、2万4600円となります。

#### ○高額療養費の現物給付を受けるための要件

組合員等が高額療養費の現物給付を受けるためには、組合員証等とともに限度額適用認定証等(以下「認定証」という。)を当該保険医療機関等の窓口へ提出する必要があります。

なお、保険医療機関等の窓口へ認定証が提出されなかった場合には、高額療養費の現物給付の対象とならず、組合員等はいったん、自己負担割合に応じた一部負担金等を支払うこととなります。

#### ○限度額適用認定における上位所得者および

#### 一般所得者にかかわる所得区分の認定

共済組合は、申請時点の適用対象者にかかる組合員の掛金の標準となる給料月額を確認のうえ、当該適用対象者の所得区分(上位所得者または一

般所得者)を認定します。

#### ●上位所得者「A」…給料月額が

42万4000円以上の者(一般組合員)

53万円以上の者(長・特別職)

#### ●一般所得者「B」…給料月額が

42万4000円未満の者(一般組合員)

53万円未満の者(長・特別職)

#### ○限度額適用認定証の有効期限等

認定証の有効期限の終期については、発効日の属する月から最長1年以内の月の末日までとします。

なお、当該認定証の有効期限に達した場合または組合員の所得の変動等にもない適用区分欄に表示された区分に該当しなくなった場合においては、再度申請を行い限度額適用認定を受ける必要があります。

また、組合員等が次に該当したときは、認定証を返納願います。

① 組合員が資格を喪失したとき。

② 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

③ 被扶養者がある要件を欠くに至ったとき。

④ 組合員が適用区分欄に表示された区分に該当しなくなったとき。(適用対象者が70歳に達する月の翌月に至ったときを含む。)

⑤ 適用対象者が老人医療受給対象者となったとき。

⑥ 認定証の有効期限に達したとき。

詳しくは、共済事務担当課または共済組合保険課までおたずねください。